

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日 時

令和6年9月6日（金）

開会 9時30分

閉会 11時25分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、富樫健二委員、安田悦子委員

欠席委員 栗須百合香委員

### 4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

学校経理・施設課 課長 佐川久美子、課長補佐兼班長 雲匡司

教職員課 課長 中出真人、班長 奥山剣司、班長 武藤誠、

班長 山本エリ、主査 鈴木良典

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

高校教育課 課長 山北正也、課長補佐兼班長 河合貞志、班長 岡智之、

係長 川村孝次郎、充指導主事 小林亮司

小中学校教育課 課長 尾上修一、班長 前田亜弓、主査 丸野伸一、

主査 三吉啓子、充指導主事 小倉弘充

特別支援教育課 課長 岡田恭子、係長 山本紀子、充指導主事 佐々木優

社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、副参事兼班長 伊藤裕偉、

主幹兼係長 伊藤剛

環境生活部 文化振興課 課長 清水友絵

### 5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
請願 5	生徒の旅費請求に関する請願について	一部採択
請願 6	教職員の旅費請求（私費）に関する請願について	一部採択

## 6 議題件名及び採択の結果

	件名	審議結果
議案第 29 号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 30 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 31 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（教育委員会関係）	原案可決
議案第 32 号	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 33 号	三重県文化財保護審議会委員の任命について	原案可決
議案第 34 号	三重県総合博物館協議会委員の任免について	原案可決

## 7 報告題件名

報告 1	令和 7 年度三重県立みえ四葉ヶ咲中学校生徒募集要項について
報告 2	令和 7 年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について
報告 3	令和 7 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について
報告 4	令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について
報告 5	令和 7 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の結果について

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・ **前回審議事項（8月20日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・ **議事録署名者の指名**

富樫委員を指名し、指名を了承する。

・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第30号、議案第33号および議案第34号は人事に関する案件のため、議案第31号および議案第32号は県議会提出前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願および議案第29号を審議し、公開の報告1から報告5の報告を受けた後、非公開の議案第30号から議案第34号を審議する順番とすることを決定する。

・ **審議事項**

**請願5 生徒の旅費請求に関する請願について（公開）**

（佐川学校経理・施設課長説明）

請願5 生徒の旅費請求に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年9月6日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しです。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、部活動にかかる生徒旅費を顧問が請求することに関して、不正請求についての注意喚起の文書を発出すること、請求が適正か検証をする仕組みを構築することを求めています。

「2 請願の理由」ですが、部活動における生徒旅費を、顧問が私費会計へ請求する際の請求の内容に疑義がある事案があることから、注意を促す文書を発出するとともに、適正な旅費請求が行われているのかについて検証を行う仕組みを構築する必要があるというものです。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

県教育委員会では、「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について」において、教職員に対し、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげるよう通知し、適切な事務処理の徹底を私費会計においても求めることとしています。

三重県高等学校総合体育大会といった部活動の大会に出場する際の生徒の旅費については、PTA費等の学校諸費で支払われることがあり、「学校諸費等に関する取扱い要領」において、「学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること」、「校長及び職員は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること」を定め、事業が終了したときの会計自己点

検及び生徒等又は保護者、あるいは委任元の団体に対する収支状況の報告、また、教育委員会事務局による検査を実施することとしています。

また、部活動費のうち学校諸費に指定されているものについては「学校諸費等に関する取扱い要領」によりPTA費等と同様に会計自己点検や収支状況報告、教育委員会事務局による検査を実施することとしており、学校諸費に指定されていないものについては、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について」において、適正な金銭の出納管理や部員・保護者へ収支報告を行うこと、部活動費の徴収目的を部員・保護者に通知することとしています。

以上から、本請願については、既に対応していることではありますが、適切な旅費請求の注意喚起については繰り返し行うことが重要であることから、一部採択といたしたい。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願5はいかがでしょうか。

大森委員

請願書に「マイクロバスを部費で借り上げて旅費を節約しつつ、生徒たちが公共交通機関を利用したことにして、実費よりも高額の旅費を顧問が学校側に請求し、受領していると思われる事案が見受けられます」と書かれているが、実際にそのようなことがあるのでしょうか。

佐川課長

いくつかの学校に問い合わせたのですが、そのような事案はありませんでした。

大森委員

それならよいのですが、もしそのような事案があれば問題です。

大屋副教育長

生徒への旅費は、教職員が生徒に代わって請求をしていますが、各学校の私費会計のルールによって実際と異なる場合でも認められているものがあります。

大森委員

分かりました。

#### 【採択】

—全委員が本請願の一部採択を承認する。—

#### ・審議事項

請願6 教職員の旅費請求（私費）に関する請願について（公開）

(佐川学校経理・施設課長説明)

請願 6 教職員の旅費請求(私費)に関する請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは 2 ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、私費での教職員の旅費請求に関して、不正請求についての注意喚起の文書を発出すること、請求が適正か検証をする仕組みを構築すること、を求めています。

「2 請願の理由」ですが、部活動で顧問が生徒を引率する際の、顧問から私費会計への旅費請求の内容に疑義がある事案があることから、注意を促す文書を発出するとともに、適正な旅費請求が行われているのかについて検証を行う仕組みを構築する必要があるというものです。

それでは 1 ページにお戻りください。請願文書表がありますのでご覧ください。請願に対する教育長の意見を一番右の欄に記載しております。

県教育委員会では、「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について」において、教職員に対し、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげるよう通知し、適切な事務処理の徹底を私費会計においても求めることとしています。

私費会計のうち、PTA 費や指定された部活動費等の学校諸費については、「学校諸費等に関する取扱い要領」において、「学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること」、「校長及び職員は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること」を定め、事業が終了したときの会計自己点検及び生徒や保護者などへの収支状況の報告や教育委員会事務局による検査を実施することとしています。

また、私費会計のうち、学校諸費に指定されていない部活動費については、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について」において、適正な金銭の出納管理や部員・保護者へ収支報告を行うこと、部活動費の徴収目的を部員・保護者に通知することとしています。

以上から、本請願については、既に対応していることではありますが、適切な旅費請求の注意喚起については繰り返し行うことが重要であることから、一部採択といたしたい。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

請願 6 はいかがでしょうか。

大森委員

部活動の練習試合等の際の教職員の旅費について、不正請求というのはあるのでしょうか。

大屋副教育長

大きな大会であれば、実際かかった分の旅費が出るのですが、練習試合などでは公費からの旅費は出ず、私費会計から支払われることとなります。その場合でも、適正に運用してもらい必要があります。

大森委員

分かりました。

#### 【採択】

－全委員が本請願の一部採択を承認する。－

#### ・審議事項

#### 議案第 29 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（尾上小中学校教育課長説明）

議案第 29 号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項の規定及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

続いて、改正案について説明します。本県にはこれまで県立中学校がなかったことから、現行の三重県立学校の管理運営に関する規則は、高等学校及び特別支援学校についてのみ規定されております。今回新たに県立中学校を設置することに伴い、必要な部分に中学校に関する規定を追加していくことが、今回の改正の基本的な柱となります。

では、具体的に説明します。1 ページ目から 3 ページ目が改正に係る新旧対照表、4 ページ目が改正案に係る要綱です。

まず 1 ページ目をご覧ください。令和 7 年 4 月に津市に開校を予定しております「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」を設置することに伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正します。改正箇所については、表のうち、下段の改正前欄に掲げる規定を上段の改正後欄に掲げる規定に傍線で示しております。

改正の概要については 4 ページの要綱をご覧ください。「1 改正理由」については、先ほども申しましたとおり、「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校」を設置することに伴い、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるためです。

次に、「2 改正内容」について説明します。（1）第 3 条「修業年限」の規定に、新たに県立中学校に関する規定を追加しました。中学校の修業年限について定めた学校教育法第 47 条の規定に基づき、修業年限を「3 年」と規定しております。（2）第 10 条第 2 項「教育課程の編成」の規定に、新たに県立中学校を追加しました。本規定は、教育課

程の編成と県教育委員会への届出について規定しているものです。みえ四葉ヶ咲中学校は、夜間中学と学びの多様化学校を併設しており、生徒の実態等をふまえて特別の教育課程を編成する学校であることから、毎年度各学年の教育課程を編成し教育委員会に届け出ることが必要と考え、第2項に県立中学校を追加しました。(3)第16条から第20条までの入学に関する規定に、県立中学校を追加しました。みえ四葉ヶ咲中学校は義務教育たる「中学校」であるものの、学齢を経過した方を対象とする夜間中学への入学については志願を要することから、第17条においては、学齢経過者のみ願書の提出を必要としています。また、本中学校の入学者は選抜によって行われるものではなく、提出された書類や面談の結果を資料として用いた審査に基づいて、校長が許可することとするため、第18条に、新たに「審査」という文言を追加しております。なお、入学資格や入学手続きの詳細については、本日報告予定の募集要項や今後策定するみえ四葉ヶ咲中学校の学則において定めることを考えております。

その他、所要の改正を行っております。改正内容については以上です。

最後に本規則の施行日についてです。本規則は令和7年4月1日に施行します。ただし、入学に関する手続については公布の日から施行することとします。この場合、開校前には「校長」がいないことから、規定中、校長となっているところについては、教育委員会に読み替えることとします。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

議案第29号はいかがでしょうか。確認ですが、学びの多様化学校の申請状況はどのようになっていますか。

前田班長

現在申請をされていて、来年の2月頃に結果が出ると聞いています。

教育長

そうすると、認定されることを見越して規則改正を進めるということか。

前田班長

はい。認定されるという前提で進めてよいと文科省に確認して聞いております。

教育長

分かりました。

#### 【採択】

—全委員が承認し、原案どおり可決する。—

#### ・報告事項

## 報告 1 令和 7 年度三重県立みえ四葉ヶ咲中学校生徒募集要項について（公開）

（尾上小中学校教育課課長説明）

報告 1 令和 7 年度三重県立みえ四葉ヶ咲中学校生徒募集要項について

令和 7 年度三重県立みえ四葉ヶ咲中学校生徒募集要項について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

令和 7 年 4 月に開校予定の県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）の生徒募集要項を定めましたのでご報告いたします。

なお、本募集要項の内容において校長の責務として行うべき事柄については、令和 7 年度募集に限り、小中学校教育課長が行うこととしており、令和 8 年度以降の募集要項については変更することとしています。

資料の 1 ページをご覧ください。本募集要項では、「1 入学希望者の資格」、「2 入学・転入学者の募集」、「3 入学・転入学の手続き」、「4 入学・転入学の決定」の 4 つの項目で構成しています。

「1 入学希望者の資格」の項目では、学齢期を超過した方で義務教育段階の学びを希望する方を対象とした「夜間中学コース」と、現役の中学生で不登校または不登校傾向にある生徒を対象とした「学びの多様化学校コース」について、それぞれ資格を示しています。なお、「学びの多様化学校コース」については、募集時点の対象として小学 6 年生から中学 2 年生までとしています。

「2 入学・転入学者の募集」の項目では、(3)で「入学・転入学日は令和 7 年 4 月 1 日」としていますが、年度途中の入学・転入学も受け入れるため、その旨を(4)で示しています。また、(5)で学年構成及び募集人員を示しています。

「3 入学・転入学の手続き」の項目では、入学・転入学の決定に至るまでの手順を示しています。まずは(1)にありますように、入学希望者説明会に参加することとしています。今年度は、10 月、11 月に伊賀市、伊勢市、津市、四日市市において 6 回開催予定です。また、それ以降に要望がある場合は、柔軟に対応していきます。入学希望者説明会に参加された方は、その後、個別面談及び体験授業に参加し、夜間中学コースは願書を、学びの多様化学校コースは申請書を提出します。

「4 入学・転入学の決定」の項目では、入学・転入学の審査及び許可について示しています。希望する方の学びの環境として、みえ四葉ヶ咲中学校が最善であると判断した場合、入学を許可することとしています。

説明は以上です。

### 【質疑】

教育長

報告 1 はいかがでしょうか。

大森委員

夜間中学、学びの多様化学校に関連するんですけども、いずれはサテライト教室を設置するということになるのでしょうか。オンラインで受講することもできるのですか。

早田次長

学びの多様化学校はオンラインでの受講に制限はありませんが、夜間中学は仕事や体調不良などやむを得ない理由に限られます。

富樫委員

資料の中で、「中学校の1・2年に在籍し、不登校・不登校傾向にある者」という記載がありますけれども、中学3年生が含まれていないのは、どうしてでしょうか。

尾上課長

こちらの募集要項は来年度入学される生徒に対する内容となっておりますので、現在3年生の方は来年度入学される時は高校生となっておりますので、このように表記しております。

富樫委員

分かりました。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

#### 報告2 令和7年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について(公開) (尾上小中学校教育課長説明)

報告2 令和7年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について  
令和7年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

令和7年度使用中学校用教科用図書の各採択地区における採択について、報告いたします。

本年度は、令和7年度から中学校において使用する教科用図書の採択の年にあたります。各市町教育委員会では、法令の定めるところにより、それぞれの責任と権限において、8月31日までに採択が行われました。

小中学校の教科用図書は、原則として4年ごとに検定・採択されることとなっております。今年度の中学校用教科用図書の採択は、16種目についての採択が行われました。1ページの別紙1は、県内の10採択地区において、採択された教科書の発行者名を略称で表したものです。また、2ページ【参考資料1】は、県内10採択地区の地図、3ページ【参考資料2】は、発行者別一覧です。

1ページにお戻り下さい。別紙1の表の中で、例えば「北勢第1採択地区」の「書写」の欄では、上段に「東書」下段に「光村」と記載してあります。これは、今回の採択において、これまで使用してきた教科用図書とは異なる発行者に、採択替えを行ったところであり、上段が新採択、下段が旧採択となっております。下段が空欄となっている箇所につ

いては、採択替えがなく、継続して同じ発行者の教科用図書を採択した種目です。

なお、10 地区 16 種目の全 160 種目中、採択替えがあった種目は、8 地区 32 種目でした。

なお、1 ページの一覧表及び 7 月 25 日の教育委員会定例会でご承認いただいた県立みえ四葉ヶ咲中学校の教科用図書採択状況一覧表については、県教育委員会ホームページに掲載し、広く県民の皆様に情報提供いたします。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

#### ・ 報告事項

#### 報告 3 令和 7 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について（公開）

（山北高校教育課長説明）

報告 3 令和 7 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について  
令和 7 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長  
1 ページをご覧ください。まず、県立学校の教科書採択の流れについて説明します。県立学校の教科書については、毎年、採択を行うこととなっています。ただし、特別支援学校小学部・中学部の検定本については、小学校・中学校と同様に、4 年に 1 度採択することとなっています。

各学校が児童生徒の特性等に最も適した教科書を選定するとともに、一層の公正確保を期するために、PTA 等、外部の方も含めた校内選定委員会を設置し、協議のうえ、校長が県教育委員会に内申します。

この内申を受けて、県教育委員会は、教科書の採択を行います。

次に、採択の概要についてです。高等学校で使用する教科書は、教科書検定を経て高等学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから選定します。令和 7 年度用教科書の採択は、総数 2,984 点となっています。昨年度からは 95 点減少していますが、教育課程の変更等が主な要因です。各学校の内訳は、3 ページをご覧ください。また、各学校の採択表は、5 ページ以降をご覧ください。なお、今後、教育課程の変更に伴い、教科書採択についても変更の可能性があることをご了解ください。

（岡田特別支援教育課長説明）

特別支援学校の教科書の採択の概要についてご説明いたします。3 の（1）にありますように、特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じて「検定本」「著作

本」「一般図書」の3つを採択しております。「検定本」は、文部科学大臣の検定を経た教科書です。「著作本」は、文部科学省が著作の名義を有する、知的障がいのある児童生徒を対象とした教科書で☆本と呼ばれるものや、視覚障がいのある児童生徒が使用する点字本等が含まれます。「一般図書」は、児童・生徒の実態に応じた絵本や卒業後の社会生活を見据えた内容の図書となっています。

2 ページをご覧ください。採択の状況は、(2)にありますように、特別支援学校の総数で2,985点となりました。

内訳につきましては、検定本 899 点、著作本 597 点、一般図書 1,489 点となっています。今年度は、中学部の検定本の採択年度となっていますが、昨年度の小学部の検定本の採択に比べると、採択数は全体で 516 点減少しています。今年度は小学部で使用する検定済教科書の採択を行う年度ではないため、小学部の検定本の採択数は0となっています。著作本については、新しく社会、理科、職業・家庭が増え、視覚用の採択が増えたことから、昨年度に比べると 92 点増加しています。各学校の内訳は、79 ページをご覧ください。また、各学校の採択表は 80 ページ以降をご覧ください。なお、今後、教育課程の変更に伴い、教科書採択についても変更の可能性があることをご確認ください。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

**報告4 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）**

（山北高校教育課長説明）

報告4 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長

今回報告いたします実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に係る事務手続き等について規定したものであり、各県立学校及び中学校は、この実施要項に則って、選抜及び選考の事務を行います。本実施要項は、10月中旬に冊子にして、各県立学校及び中学校に配付した後、事務説明会を開催し、説明を行うとともに、県のウェブページにて一般公開する予定です。

お手元に「報告4」と「別冊資料」との、2種類の資料をお配りしています。7月の教育委員会定例会において、「別冊資料」の55ページから155ページまでの各高等学校別実施要項につきましては、既に報告していますので、本日は、それらを除いた部分について

て報告いたします。

「報告4」に、前年度からの主な変更点の概要についてまとめています。本年度の主な変更点は6点です。「報告4」の1ページをご覧ください。1点目の変更は、「各選抜の応募手続きにおける志願者の入学選抜手数料の納付について」です。

各選抜の出願手続での入学選抜手数料の納付方法を、これまでの収入証紙納付書を志願先の高校に提出する方法に加えて、Web出願システムにより、クレジットカードでの電子決済による納付（電子納付）を行えるようにします。

このことにより、電子納付を行った志願者については、収入証紙納付書の提出の必要がなくなります。

また、電子納付の導入に伴った変更が2点あります。7ページ、8ページをご覧ください。7ページ、様式7「志願校及び志願学科等変更者一覧表」及び8ページの様式22「志願者一覧表」のそれぞれに入学選抜手数料の納付確認欄を追加いたしました。

2ページをご覧ください。2点目の変更は、「各選抜の応募手続きにおける志願者が在学する中学校等又は卒業した中学校等の校長の応募手続きについて」です。調査書の各教科の学習の評定分布表（様式5）及び志願者一覧表（様式22）の提出方法を紙の書類から、調査書データとともに、Web出願システムにより提出することに変更します。

3ページをご覧ください。3点目の変更は、「出願書類を郵送する場合について」です。これまで、出願書類の郵送を希望する場合は、中学校長が志願先高等学校長に電話で直接連絡することとしていましたが、出願書類の提出方法をWeb出願システムで申告する方法に変更します。これにより、中学校は、中学校長が志願先の高等学校長に1校ずつ連絡を取る必要がなくなります。また、高等学校においては、入試事務の円滑化につながります。

4ページをご覧ください。4点目の変更は、「受検時に特別な配慮を必要とする者の入学志願について」です。これまで中学校から質問を受けることの多かった特別な措置の例について、今年度より、参考として過去に行った主な特別な措置の例を要項に記載し、あらかじめ周知することとします。

5ページをご覧ください。5点目の変更は、「熊野青藍高等学校の新設に伴う変更について」です。熊野青藍高等学校では、志願先校舎にかかわらず、前期選抜は入学者選抜事務のすべてを紀南高等学校で行い、後期選抜以降の選抜では木本高等学校で行います。そのことについて、出願書類の提出先、検査会場等を要項に記載します。

最後に7ページをご覧ください。6点目の変更は、「個人情報提供の申請受付時間の変更について」です。申請の受付終了時刻を、高等学校事務室の受付時間内になるよう16時30分までに変更します。

令和7年度三重県立高等学入学選抜実施要項の主な変更点については以上です。

（岡田特別支援教育課長説明）

続きまして、令和7年度三重県立特別支援学校入学者募集要項の主な変更点について報告いたします。

お手元の「別冊資料」156ページから162ページまでが令和7年度三重県立特別支援学校入学者募集要項です。また、「報告4」の9ページと10ページに、前年度からの主な

変更点の概要についてまとめています。

本年度の主な変更点は3点です。「報告4」の9ページをご覧ください。

1点目の変更は、「入学願書等の受付期間等について」です。今年度より、入学者選考、再募集での志願者の応募手続きをこれまでの書面での出願に加えて、新たにWeb出願システムによる出願も可能とします。それに伴い、Web出願については、入力受付期間を設けました。また、書面での出願では、各校所定の入学願書を使用しますが、Web出願システムでは共通書式の入学願書を使用します。

2点目の変更は、「選考内容について」です。10ページをご覧ください。聾学校高等部専攻科の選考内容を、これまでの国語・社会・数学・理科・職業の学力検査及び面接から、国語・数学の学力検査、小論文、適性検査及び面接に変更します。これは、職業において求められるスキルを見据え、受検者の興味関心や思考力、表現力を把握するためです。

最後に、3点目の変更点は、「再募集について」です。再募集につきましても、志願者の応募手続きをこれまでの書面での出願に加えて、Web出願システムによる出願も可能とします。応募手続きは、1点目でご報告しました手続きと同様です。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告4はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

#### 報告5 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について (公開)

(山本教職員課班長説明)

報告5 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について  
令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月6日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。1ページ目は、今回の試験の結果の概要をまとめております。

まず第1次選考試験は、教養試験と専門試験を行いました。その結果、受験者数は大学3年生を含めて2,003名、そのうち合格者数は1,518名となりました。

第2次選考試験は、技能・実技試験、論述試験、それから個人面接を行いました。その結果、受験者数は1,310名、うち合格者数は548名でした。その下に倍率を記載しています。今回は全体で3.4倍でした。さらに下に、全合格者のうち、特別選考の合格者数とそれぞれの内訳を記載しております。

次に、「3 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員について」ですが、名簿登載者数が163名という結果になりました。

おめぐりいただいて、2 ページ目以降には、結果の詳細を記載しております。2 ページは校種、教科別の合格状況、3 ページ目は年度別の実施状況、4 ページと 5 ページには、任期付講師の名簿の登載状況を掲載しております。

説明は以上です。

**【質疑】**

教育長

報告 5 はいかがでしょうか。

富樫委員

結果がこれで出ましたが、落ちた人には講師になってもらいたいと思うんですけども、何か県教委として取組はされているのでしょうか。

山本班長

採用試験の不合格者に、個別に電話をして講師登録を呼びかけています。1 次試験の後にも個別に電話をしました。

富樫委員

教員採用試験の結果がよくなかった人が民間企業などを受けようか考えていたりしているので、人材が流出しないように不合格になった方への働きかけを進めてもらいたいと思います。

大屋副教育長

電話だけでなく、採用試験の結果を通知する際に、講師登録を呼びかける文書も送付しています。

－全委員が本報告を了承する。－

**・審議事項**

**議案第 30 号 職員の懲戒処分について（非公開）**

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第 31 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（教育委員会関係）（非公開）**

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第 32 号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案（公開）**

坂口福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・ 審議事項

**議案第 33 号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（公開）**

松本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・ 審議事項

**議案第 34 号 三重県総合博物館協議会委員の任免について（公開）**

松本社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・ 閉会宣言